

申述人 A

## 上 申 書

平成 年 月 日

〇〇家庭裁判所 御中

申述人手続代理人 弁護士 ○ ○ ○ ○

申述人 A が相続の開始を知った日につき、以下のとおり上申いたします。

申述人 A は、被相続人 B の子ですが、被相続人 B と申述人 A の母親は昭和 60 年 3 月 12 日に親権者は母親と定めたと離婚し、**申述人 A は母親と同居しておりました。**申述人 A の母親は、平成 2 年に再婚しましたが、再婚後も申述人 A は母親と同居しておりました。

被相続人 B は、仕事が長く続かない傾向にあり、養育費等も満足には入れていなかったという背景から、申述人 A と被相続人 B との交流は、年に 1 回連絡をするかしないかという程度で、実際に**会って話をしたことは数回程度しかなく、その際も被相続人 B の借金の有無など全く話題にならなかった**ので、今回のような債務があるなどとは、知りようがありませんでした。申述人 A は、**被相続人 B の住所を正確には把握していませんので、被相続人 B の家を訪ねたことはありません。**

その後、月日が経過し、平成 28 年 5 月 12 日に被相続人 B が死亡しましたが、死亡の事実は、葬儀が終わった 1 か月後くらいの平成 28 年 6 月 21 日に、被相続人 B の妹から申述人 A に知らされました。ただ、被相続人 B が死亡したということを知っただけで、被相続人 B の財産等については何も言われず、申述人 A 自身も興味がなかったので何も聞かず、調べもしませんでした。

そうしたところ、平成 29 年 3 月 6 日に突然、X 信用金庫から申述人 A 宛に、「**父親の債務について、相続人である A さんにご相談したい**」と記載された書面

が送付されてきたので、申述人 A が X 信用金庫に連絡をしたところ、被相続人 B が生前 X 信用金庫に債務を負担していたとのことで、申述人 A は、この時初めて被相続人 B に相続債務があることを知りました。

したがって、上記 X 信用金庫からの書面を受領したことにより申述人 A は、初めて被相続人 B の相続財産を知ったので、相続の開始を知った日は、平成 29 年 3 月 6 日となります。